

日高市告示第50号

日高市小規模事業者等支援給付金（第2期）交付要綱を次のように定める。

令和3年3月16日

日高市長 谷ヶ崎 照 雄

日高市小規模事業者等支援給付金（第2期）交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上げが減少している小規模事業者等に対し、その事業を支援するため、予算の範囲内で日高市小規模事業者等支援給付金（以下「給付金」という。）を交付する。

2 前項の給付金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「小規模事業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者又は個人事業主であつて、市内に本社又は主たる事業所を有するものをいう。

（交付対象者）

第3条 給付金の交付の対象となる者は、小規模事業者等であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

(1) 令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同月の売上高と比較して20パーセント以上減少していること。ただし、前年同月に事業を行っていない場合は、令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高と次に掲げる方法のいずれかにより算出した売上高の平均とを比較するものとする。

ア 令和2年10月から令和3年3月までの間のいずれかの月の売上高とその月の前月までの連続する3月の売上高の平均

イ 前年の総売上高を事業実施月数で割った平均

(2) 日高市暴力団排除条例（平成24年条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又は第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(3) この要綱による給付金の交付を受けていないこと。

（給付金の額）

第4条 給付金の額は、1事業者につき10万円とする。

(申請の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、その受付期間は、令和3年3月17日から同年5月31日までとする。

2 規則第4条第1項第2号から第4号までに掲げる事項は、記載を要しないものとする。

3 規則第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第4号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

(1) 市内に本社又は主たる事業所を有することを確認できる書類

(2) 平成31年1月から令和元年12月までの収入金額を確認できる確定申告書の写し等

(3) 第3条第1号に掲げる要件を満たすことを証明する帳簿等の写し

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(給付金の請求)

第7条 交付決定を受けた者は、日高市小規模事業者等支援給付金(第2期)請求書(様式第3号)により、市長に給付金の請求をするものとする。

(給付金の返還)

第8条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の交付を受けたことが判明したときは、当該給付金の返還を求めるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、令和3年3月16日から施行する。

2 市長は、経済社会情勢の変化、財源の変動その他この要綱による事業(以下単に「事業」という。)の継続性に影響を与える事象が生じたときは、事業の実施状況を勘案しつつ、その内容について検討を加え、その結果に基づき、事業の廃止を含めて見直しを行うものとする。